

議長交際費支出基準

議長交際費は、円滑な議会運営を図るために必要な外部との交際上要する経費で、その支出基準については、次に定めるところによるものとする。

なお、市の補助を受けている各種団体等にあつては、原則として支出しないものとする。ただし、議長が必要と認めるものは、支出できるものとする。

1 祝儀

- ① 各種式典等…………… 5, 0 0 0 円
- ② 地域納涼祭…………… 3, 0 0 0 円

※年間を通じて、重ねて行われる催事にあつては、年2回までを支出限度とする。

2 会費

- ① 会費が設定されている場合は、その額とする。
- ② 会費の設定がない各種総会及び会議等の懇親会…………… 7, 0 0 0 円
- ③ 会費の設定がない地域新年会・忘年会等…………… 7, 0 0 0 円

※会費の設定がなく、地区の集会所等で行われる場合は、3, 0 0 0 円とする。

3 弔慰・見舞

(1) 弔慰

対象		金額	供物(生花等)	
市議会議員	現職	本人	10,000 円	○
		親族	5,000 円	
	元職	本人	5,000 円	
常勤特別職	現職	本人	10,000 円	○
		親族	5,000 円	
行政委員	現職	本人	10,000 円	
衆議院議員(取手市を含む選挙区で選出された者、又は市内在住の者) 参議院議員(市内在住の者) 県議会議員(取手市選出の者)	現職	本人	10,000 円	

※親族とは、配偶者・子・父母までとする。

※行政委員とは、監査委員・農業委員会委員・教育委員会委員・選挙管理委員会委員・公平委員会委員・固定資産評価審査委員会委員及び人権擁護委員をいう。

(2) 見舞

対象	区分	基準	金額
市議会議員・常勤特別職	傷病	7 日以上入院のとき	10,000 円
	罹災	自宅全焼	10,000 円
		自宅半焼又は部分焼	5,000 円

4. 謝礼

行政視察等訪問時の手土産は、必要が生じたとき最小限にする。

…… 3, 000円以内

5. 賛助金

公益的又は公共的なものと認められ、かつ、内容に賛同できる平和運動・ボランティア活動等（営利活動・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。）に対して、5, 000円以内で支出することができる。ただし、議長が特に必要と認めるものについては、その性質に応じ、必要と認める額を支出できるものとする。

6. 副議長の代理

議長の代理として副議長が出席する場合においては、議長の出席の場合に準じて交際費の支出をすることができる。

7. その他

議長が特に必要と認めたときは、社会通念上、妥当と思われる額を支出することができる。